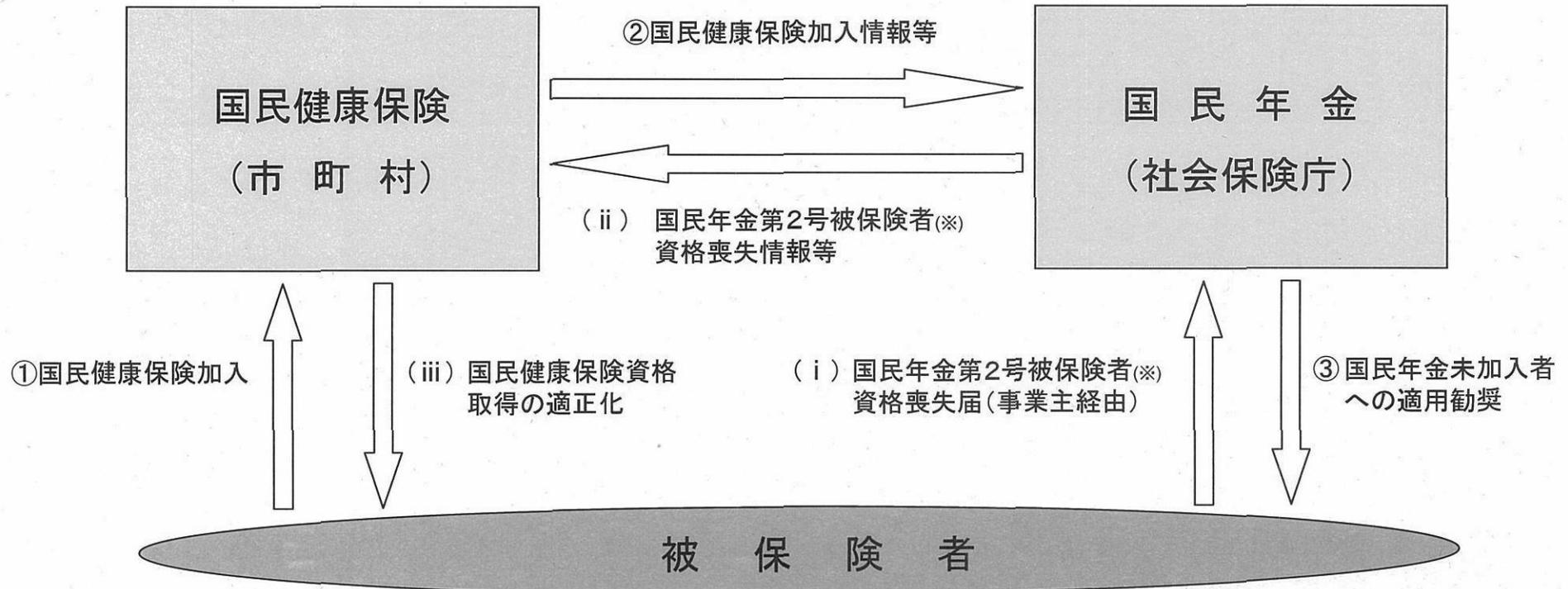


## 国民健康保険(市町村)と国民年金(社会保険庁)の資格情報の提供について

現在、国民健康保険の保険者たる市町村と国民年金の保険者たる社会保険庁の間で、それぞれの被保険者資格情報等を相互に提供し、国民健康保険・国民年金各制度の被保険者資格の適正化等を図る相互連携事業について検討しているところ。

(平成20年度中の実施の方向で検討中。)

### (基本的スキーム)



(※) 国民年金第2号被保険者・・・被用者年金(厚生年金・共済年金等)加入者